

見積参加希望者 各位  
(盛岡市内に本社または営業所を有する「消防防災・保安用具類 - 防災用品」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 浅 沼 秀 一

### 随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として選定しましたので、関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

### 記

- 1 随意契約見積対象事項  
件 名 土のうステーション等一式の購入 その2  
品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり  
納入場所 盛岡市上下水道部下水道施設管理課（盛岡市東安庭二丁目 8 番 3 号）
- 2 契約（納入）期間  
契約日の翌日から 令和 8 年 9 月 18 日（金）まで
- 3 契約条項を示す場所  
盛岡市上下水道局上下水道部下水道整備課
- 4 見積書提出の場所及び日時  
(1) 見積書提出日時 令和 8 年 7 月 17 日（金） 9 時 00 分から 14 時 00 分まで  
(2) 見積書提出場所 盛岡市愛宕町 6 番 8 号 盛岡市上下水道局下水道整備課  
執行即時開札
- 5 見積書の提出方法  
見積書は、4 (1) の日時に 4 (2) の場所に設置する見積箱に投函すること。  
※電報、電送その他の方法による見積書の提出は認めない。郵便による見積書の提出は認めない。
- 6 契約書作成の要否  
要（契約金額が 50 万円以下の場合は省略）
- 7 その他  
(1) 見積回数  
1 回限りとする。（但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）  
(2) 見積書  
見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし、一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。  
(3) 見積の無効  
心得第 9 の規定に該当する見積  
(4) 見積の辞退  
辞退届は不要とする。
- 8 この契約に関する問い合わせ先  
一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和 8 年 7 月 14 日（火）正午までに電子メールまたは文書（ファックス可）により盛岡市上下水道局下水道整備課あて提出すること。  
回答は、盛岡市上下水道局ホームページで令和 8 年 7 月 16 日（木）までに公表する。  
電子メールアドレス gesuiseibi@city.morioka.iwate.jp  
盛岡市上下水道局下水道整備課 TEL 019-623-1421 FAX 019-604-1112